

# 産業用無人飛行機（ドローン） レンタル約款

本約款は、株式会社アジ(以下甲という)が提供するレンタル商品(以下商品という)を利用される方(以下乙という)に適用します。

## 第1条 申込み

- 1項 レンタル申込み時は、本約款を承諾の上、所定の申込書に必要事項を記入して甲へ申込み頂きます。
- 2項 前項の規定に拘らず、甲は在庫その他の事情により、前項の申込みの内容通りの商品を提供する事ができない場合があります。
- 3項 レンタルを申込みされる場合は、法人に限らせて頂きます。固定電話の連絡先をお持ちの方(携帯電話不可)で成年の方に限らせて頂きます。(未成年の方への貸し出しはお断りしております)

## 第2条 レンタル期間

レンタル期間は、商品が乙の指定場所に到着した日を開始日とし、商品が甲に返却された日を終了日とします。

## 第3条 商品の引渡し及び返却

- 1項 甲は乙に対し、商品を送込書に記載された指定場所にて引渡すものとします。原則、宅配便を利用するものとし、宅配便の運賃は当店所在地の東京から500km圏内(大阪・盛岡)まで甲の負担とします。但し、一部地域(鳥しょ部・離島)は除きます。
- 2項 商品配達先は国内に限ります。また海外への持ち出しは禁止とさせていただきます。
- 3項 乙は甲に対し、商品を送込書に記載された終了日に甲の所在地に返却するものとします。返却に要する費用は乙の負担とします。

## 第4条 申込みの取消

乙が第1条の申込みを取消す場合は、直ちに甲にその旨を通知するものとします。また、利用開始日の2日前(甲の休業日に当たる場合は前営業日とします)からキャンセル料を1台につき金1万800円お支払い頂きます。(振込手数料は乙の負担とします)

## 第5条 レンタル期間の延長

- 1項 乙が、レンタル期間の延長を希望する場合は、レンタル期間が終了する2日以上前に、甲にその旨を通知するものとします。尚、延長期間は1日単位とします。
- 2項 甲に通知なくレンタル期間が延長されている場合は、乙の承諾がなくても甲の判断において商品の回収処置をできるものとします。

## 第6条 レンタル料金の支払い

- 1項 商品のレンタル料金及びレンタル期間中に乙が使用した際の別途料金は、甲の定める価格表により算出し、乙に請求します。
- 2項 乙は、前項の金額を支払日までに、甲が指定する金融機関に支払います。(振込手数料は乙の負担とします)
- 3項 レンタル期間中に乙の希望によりレンタルを中途解約した場合でも、第1条により乙が申込んだレンタル期間の料金をお支払い頂きます。
- 4項 レンタル期間が延長された場合のレンタル料金は、1日単位で計算されます。

## 第7条 担保責任

- 1項 乙は甲より商品を受取った後、翌日までに欠品・欠陥などをご確認下さい。直ちに商品の欠陥について甲に連絡しなかった場合、商品は正常な性能を備えた状態で受取ったものとします。
- 2項 甲は、商品が正常な性能を備えた状態である事のみを担保し、商品の商品性及び乙が本来の目的に利用する事ができなかった事により被った損害について、その理由、原因の如何を問わず、乙に対して、一切の担保責任を負わないものとします。

## 第8条 商品の保管

乙は、商品を善良なる管理者の注意をもって使用保管し、商品を改造、転貸しません。

## 第9条 商品の滅失及び毀損

- 1項 乙は、商品を滅失及び毀損した際は、直ちに甲にその旨を通知するものとします。
- 2項 乙は、商品を滅失及び毀損した際は、甲に対して新品商品の購入代金、または修理代金を支払い、なお損害がある時はこれを支払います。
- 3項 乙は、商品を滅失及び毀損した場合であっても、レンタル期間中はレンタル料金の支払い義務は免れないものとします。

## 第10条 禁止事項

- 1項 乙は、商品及びソフトウェア等に他の付属物品を取付け、商品の改造、分解等商品の機能の変更をおこなってはなりません。
- 2項 乙は、商品を第三者に譲渡、転貸、質権、抵当権、その他一切の権利を設定できません。
- 3項 飛行させる場所に関わらず日没後に飛行させること
- 4項 目視(直接肉眼による)範囲外で常時監視できない状態で飛行させること
- 5項 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離が保てない状態で飛行させること
- 6項 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させること
- 7項 爆発物など危険物を輸送
- 8項 無人航空機からの物の投下
- 9項 航空法による飛行禁止区域内の飛行
- 10項 著作権、知的財産権を侵害する飛行
- 11項 住宅地周辺の撮影等プライバシー権に抵触する飛行
- 12項 盗撮等、各都道府県迷惑防止条例に違反する行為

## 第11条 商品について

乙が商品を使用した際に起こりえる事故、損害、怪我について直接的、間接的問わず一切の責任を甲は負いません。

## 第12条 機体保険・対人対物保険について

- 1項 甲のドローンは、対人対物保険に加入していません。対人対物保険は乙が直接保険会社へ申し込みを行ってください。

## 第13条 契約の解除

甲は乙が、次の各項のいずれかに該当した時は、甲は催告をせずに本契約を解約する事ができ、乙は甲に対し、解約によって生じた一切の損害を負担するものとします。

- 1項 乙が申込書に虚偽の記載をしていた事が判明した時
- 2項 乙が本約款に違反した時
- 3項 乙が料金の支払いを1回でも怠った時
- 4項 乙の信用状態が著しく悪化したと甲が判断した時

## 第14条 商品返却遅延による損害金

乙は、レンタル期間延長の申し出でもせよ、レンタル期間の終了日までに商品を返却しなかった場合、その期限の翌日から返却された日までのレンタル料金を損害金として甲に支払います。

但し、この損害金の計算については、1ヶ月単位で計算され日割り計算はしません。

## 第15条 遅延利息

乙が、金銭債務の履行を遅延した時は、年率14%の割合による遅延利息を支払うものとします。

## 第16条 合意管轄裁判所

乙は、本レンタル約款及びレンタル契約に関して紛争が生じた場合、訴訟額の如何の拘らず、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする事に合意します。